

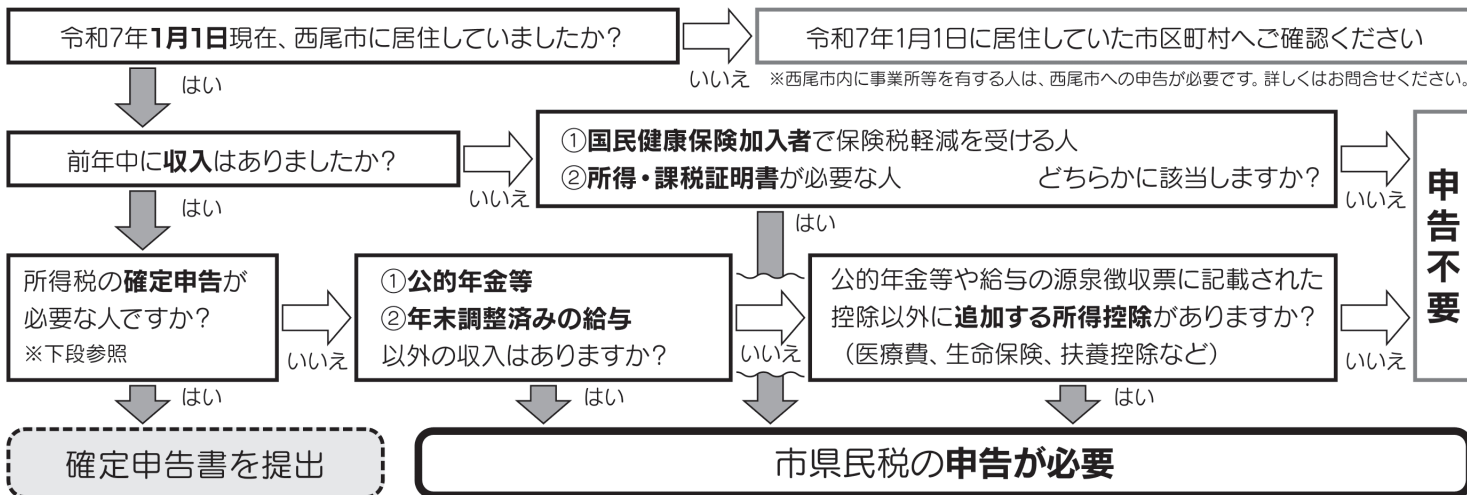


申告書の書き方は2ページです

令和7年度の個人の市民税・県民税（以下「市県民税」と略します）は、**令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の所得を令和7年1月1日現在居住していた市町村へ**申告し、納税することになっています。この申告書は、市県民税を課税するための大切な基礎資料になりますから、**申告期限の令和7年3月17日(月)までに必ず提出してください。**

※この「申告の手引き」は令和6年12月31日現在の内容です。今後の税制改正に伴い変更される場合がありますので、ご注意ください。
※文中の「前年中」とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までのことです。

市県民税の申告をする必要がある人、ない人〈簡易早分かり図〉



確定申告が必要な人

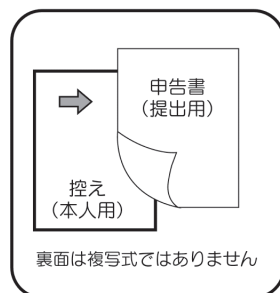
- 所得金額から所得控除を差し引くと残額があり、次の①から④に該当する人
 - ①給与所得者で
 - ・1か所から給与を受け、各種所得金額（給与や退職を除く）の合計額が20万円を超える人
 - ・2か所以上から給与を受け、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種所得金額（給与や退職を除く）の合計額が20万円を超える人
 - ・給与収入が2000万円を超える人
 - ②年金所得者で
 - ・公的年金等以外の所得の合計額が20万円を超える人
 - ・公的年金等の収入が400万円を超える人
 - ③源泉徴収されない所得（外国企業から受け取った退職金など）がある人
 - ④事業所得、譲渡所得、一時所得などがある人
- 所得税の還付を受ける人
 - ①医療費控除、住宅借入金等特別税額控除などを受ける人
 - ②給与所得者で年末調整をしていない人

市県民税の申告に必要なもの

- ①本人確認書類
マイナンバーカードまたは番号確認書類+身元確認書類
 - ②収入のわかるもの
給与または公的年金等の源泉徴収票、収支内訳書 など
 - ③控除の証明書など
 - ㊦社会保険料・生命保険料・地震保険料の証明書、寄附金受領証明書、医療費控除の明細書など
 - ㊧障害者手帳、学生手帳 など
- ※収入、控除の詳細は各項目でご確認ください

郵送による提出にご協力ください

- 手順1 申告書に必要事項を記入します。
- 手順2 申告書1枚目（提出用）を切り離します。
2枚目は本人控えです。
- 手順3 ①本人確認書類の写し、②収入のわかるもの、③㊦控除の証明書、③㊧手帳等の写しを用意します。
(②、③㊦㊧は申告の内容によって必要なものが変わります。)
- 手順4 申告書1枚目と手順3で用意した必要書類を封筒に入れて市役所へ郵送します。
＜ご注意ください＞
- ・提出書類は、原則、お返しできません。
 - ・控除の証明書などがいない場合は、控除が認められない場合があります。



確定申告のお問い合わせ

西尾税務署

個人課税 第1部門

TEL 0563-57-3111(代表)

〒445-8602 西尾市熊尾町南十五夜41-1

市県民税のお問い合わせ

西尾市役所

税務課 市民税担当

TEL 0563-65-2124(直通)

〒445-8501 西尾市寄住町下田22

ホームページでも
ご確認いただけます

西尾市 市民税申告



※検索方法は一例です



欄は記入しなくても構いません。

令和 7 年度 個人 市民税 県民税 申告書
The 2025 Municipal and Prefectural Tax Form

希望するに○をつけると、翌年
申告書用紙が郵送で届きます。

西尾市長
○年○月○日提出

受付印

1月1日 の住所	西尾市 寄住町下田22	業種又は職業	衣類・小売
フリガナ	ニシオ タロウ	電話番号	56-2111
氏名 Name	西尾 太郎	個人 番号	123456789012
	西暦・大(昭)・平・令	23年5月10日生	次年申告書送付 ☒ 希望する ☐ 希望しない

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得等について記入してください。

緑色の枠内には記入しないでください▲

所得の種類	収入金額	必要経費	控除額	所得金額
③ 事業等	1,200,000円	900,000円		300,000円
④ 不動産	300,000	30,000	100,000	170,000
⑤ 配当				
① 給与	1,000,000			350,000
② 雑所得				900,000
所得合計				1,770,000円

収入がなかった方は、【所得合計】に0円と記入してください。

⑥ 社会保険料	130,000円	控除額	130,000円
⑦ 小規模企業共済等掛金			
⑧ 生命保険料	5,000円		17,500
⑨ 地震保険料	8,000円		4,000
⑩ 障害者			260,000
⑪ 配偶者			790,000
⑫ 扶養親族			380,000
⑬ 西尾 花子			330,000
⑭ 西尾 一郎			0
⑮ 西尾 新一郎			380,000
⑯ 西尾 春子			430,000
⑰ 基礎控除			2,721,500
⑱ 雑損			
⑲ 医療費	550,000円	300,000円	88,500
控除合計			2,883,000円

所得金額等について

前年中に収入がなかった人

【所得合計】に0円と記入し、裏面の下段回【前年中に収入がなかった方の記載欄】の該当する□にシを付けてください。

(所得合計記載例)

所得合計

0円

(申告書裏面記載例)

13 前年中に収入がなかった方の記載欄(該当する□にシを付けてください)

☒扶養 ☐学生 ☐病気、けが ☐雇用保険 ☐障害年金 ☐遺族年金
☐生活保護 ☐預貯金等 ☐その他 ()

①給与所得 (パート・アルバイトなども含む)

給与、賃金、賞などの所得 ※児童手当、育児休業給付金(育児手当)、雇用保険による失業給付金、出産支援金などは課税されません。

★必要なもの…源泉徴収票や給与明細書(写しも可)

●所得の計算方法…下記の速算表参照

給与の【収入金額】に、源泉徴収票の支払金額を記入してください。

※複数ある場合は、すべての支払金額を合計してください。

給与 1,000,000

▼給与所得 速算表

給与等の収入金額の合計額(円)	給与所得の金額(円)
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	給与等の収入金額の合計額 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	給与等の収入金額の合計額 ÷ 4 = A ※Aの千円未満の端数は切り捨ててください
1,800,000 ～ 3,599,999	A × 4 × 60% + 100,000
3,600,000 ～ 6,599,999	A × 4 × 70% - 80,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 4 × 80% - 440,000
8,500,000 ～	給与等の収入金額の合計額 × 90% - 1,100,000 給与等の収入金額の合計額 - 1,950,000

※所得金額調整控除の対象となる場合は、その控除額を給与所得から控除します。(6ページ⑦参照)

令和6年分

給与所得の源泉徴収票

住所又は居所	西尾市寄住町下田22	(受給者番号)	
氏名	西尾太	(役職名)	
種別	給与	支払金額	1,000,000
給与所得控除後の金額	450,000	所得控除の額の合計	1,520,000
配偶者(特別)控除の額	480,000	控除対象扶養親族の数	1
16歳未満扶養親族の数			1

5 給与所得の内訳

(申告書裏面記載例)

月	日	給・勤務日数	収入金額
1		円 × 日	100,000円
2		×	100,000
3		×	100,000
合計			1,000,000
勤務先	〇×(株)		
電話番号	0563-00-0000		

②雑所得 (公的年金等・業務・その他)

(ア)公的年金等の雑所得 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得 ※遺族年金や障害年金などは課税されません。

★必要なもの…源泉徴収票(写しも可) ※年金改定通知書は不可

●所得の計算方法…下記の速算表参照

公的年金等の【収入金額】に、源泉徴収票の支払金額を記入してください。

※複数ある場合は源泉徴収票ごとに記入してください。

所得の生ずる場所	収入金額	公的年金等収入金額	合計
公的年金等	1,500,000円	2,000,000円	
〇〇年金	500,000		
必要経費			
差引金額			

令和6年分

公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22	生年月日	
氏名	西尾太郎	昭和23年	
区分	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	1,500,000
	所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
	所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		

▼公的年金等の雑所得 速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(円)=A	公的年金等の雑所得の金額(円)		
		公的年金等以外の合計所得金額(退職所得を除く)		
65歳未満 昭和35年1月2日以後 に生まれた人	～ 1,299,999	A -	600,000	A - 500,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	A × 75% -	275,000	A × 75% - 175,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 85% -	685,000	A × 85% - 585,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 95% -	1,455,000	A × 95% - 1,355,000
	10,000,000 ～	A -	1,955,000	A - 1,855,000
65歳以上 昭和35年1月1日以前 に生まれた人	～ 3,299,999	A -	1,100,000	A - 1,000,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	A × 75% -	275,000	A × 75% - 175,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	A × 85% -	685,000	A × 85% - 585,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	A × 95% -	1,455,000	A × 95% - 1,355,000
	10,000,000 ～	A -	1,955,000	A - 1,855,000

(イ)業務の雑所得 原稿料、講演料、印税、放送出演料など(副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの)

(ロ)その他の雑所得 生命保険契約に基づく個人年金、貸付金の利子など

★必要なもの…支払調書、個人年金支払証明書など ●所得の計算方法…収入金額 - 必要経費

③④事業所得 (営業等・農業)・不動産所得

(ア)営業等所得 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業のほか、自由職業(大工、左官、外交員、家内労働者)、漁業などの事業から生じる所得

(イ)農業所得 農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる所得

(ロ)不動産所得 アパート、貸事務所、貸家、貸地、貸ガレージなどから生じる所得(貸付けに際して受ける頭金や権利金なども含む)

★必要なもの…収支内訳書など収入と経費のわかるもの

●所得の計算方法…収入金額(未収金等も含む) - 必要経費(未収金等も含む※) - 控除額

※不動産所得の経費の例

固定資産税(令和6年度固定資産税課税明細書)、修繕費、火災保険料、減価償却費など

青色申告特別控除や専従者控除がある場合は申告書裏面の回、回にも記入してください。

6 事業・不動産所得の内訳

(申告書裏面記載例)

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
不動産	〇〇アパート・西尾市港町5	300,000円	30,000円

⑤ 配当所得

株式配当、出資配当、余剰金の分配、証券投資信託の収益の分配などの所得

★必要なもの…配当金計算書や特定口座年間取引報告書など

㊦上場株式等に係る配当所得等（源泉徴収税率：所得税15.315%、住民税5%のもの）

申告する場合は、所得税の確定申告をしてください。

〈上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一〉特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

㊦一般株式等（㊦以外）に係る配当所得等 少額でも全て総合課税の対象となります。

表面㊦配当の【収入金額】および裏面㊦【配当所得の内訳】に記入してください。この場合、配当控除が原則適用となります。

その他の主な所得

所得の種類		所得の内容	所得の計算方法
総合課税分	利子所得	日本国外の銀行等に預けた預金の利子など	収入金額がそのまま所得となります。
	短期譲渡所得 (所有期間5年以内)	車両、船舶、機械、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属、特許権などの財産を売ったときに生じる所得	収入金額(譲渡価格)－必要経費－特別控除額(上限50万円)
	長期譲渡所得 (所有期間5年超)	※土地建物等・株式等の財産を売ったときの譲渡所得などは分離課税になります。	※長期譲渡は1/2を乗じて所得を算出します。
	一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金など一時的、臨時的な所得のこと	(収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(上限50万円))×1/2
分離課税分	短期譲渡所得 (所有期間5年以内)	土地や建物などを売ったときの譲渡所得は、分離課税といって給与所得など他の所得と区分して計算されます。売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年以下なら短期譲渡、5年を超えていれば長期譲渡になります。	収入金額(譲渡価格)－必要経費－特別控除額(特例により異なる)
	長期譲渡所得 (所有期間5年超)		※詳しくは西尾税務署 資産課税部門におたずねください。
	株式等の譲渡所得等	株式などの売買による所得	収入金額(譲渡価格)－必要経費

※分離課税分は申告書裏面㊦が記載欄です。

控除金額等について

⑥ 社会保険料控除

★必要なもの…納付済額のお知らせなど支払額の分かる証明書 ●控除額…支払った金額

申告者本人または生計を一にする配偶者・親族の国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、介護保険、健康保険、雇用保険などの保険料等のうち、申告者が前年中に支払った金額について控除が受けられます。

※配偶者・親族の公的年金から天引きで支払われている保険料は対象外

※勤務、修学、療養などによる別居の場合でも、それらの余暇に同居することを常例としていたり、生活費などを送金している場合は「生計を一にする」として取り扱われます。

⑦ 小規模企業共済等掛金控除

★必要なもの…支払額の分かる証明書 ●控除額…支払った金額

小規模企業共済（旧法の第1種共済）・確定拠出年金法の企業型年金加入者または個人型年金加入者・心身障害者扶養共済の掛金のうち、申告者が前年中に支払った金額について控除が受けられます。

⑧ 生命保険料控除

★必要なもの…生命保険料控除証明書など支払額の分かる証明書等 ●控除額…下記の速算表参照（1円未満の端数は切り上げ）

申告者本人またはその配偶者・親族が受取人となっている一般の生命保険や個人年金保険の保険料等（配当金を差し引いた金額）のうち、申告者が前年中に支払った金額について控除が受けられます。

▼生命保険料控除額 速算表

区 分	支払った金額(A)	控 除 額
【旧契約】	～ 15,000円	(A)全額
①一般生命保険料	15,001円 ～ 40,000円	(A)×1/2+ 7,500円
②個人年金保険料	40,001円 ～ 70,000円	(A)×1/4+17,500円
	70,001円 ～	35,000円
【新契約】	～ 12,000円	(A)全額
③一般生命保険料	12,001円 ～ 32,000円	(A)×1/2+ 6,000円
④個人年金保険料	32,001円 ～ 56,000円	(A)×1/4+14,000円
⑤介護医療保険料	56,001円 ～	28,000円

※「一般生命保険料」と「個人年金保険料」は、新契約と旧契約でそれぞれ控除額を計算し、合計します。①+③、②+④（上限28,000円）

ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を超える場合は、旧契約のみの控除額を適用します。（上限35,000円）

※「一般生命保険料」と「個人年金保険料」と「介護医療保険料」の合計の限度額は70,000円です。（①+③）+（②+④）+⑤

生命保険料控除証明書(個人年金・一般・介護医療用)

令和6年分 適用制度: 新制度

参考)12月末のご申告額は以下のとおりとなります。

分類	保険料(a) 円	配当金(相当額)(b) 円	証明額(a-b) 円
年金	*****	*****	*****
一般	*****	*****	*****
介護医療	13,000		13,000

区分ごとに金額を記入してください。
※図は一例です。

⑨ 地震保険料控除

★必要なもの…地震保険料控除証明書など支払額の分かる証明書等 ●控除額…下記の速算表参照（1円未満の端数は切り上げ）

申告者本人または生計を一にする配偶者・親族が受取人となっている地震保険の保険料等（割戻金等を差し引いた金額）のうち、申告者が前年中に支払った金額について控除が受けられます。

▼地震保険料控除額 速算表

区 分	支払った金額(A)	控 除 額
地震保険料のみ	～ 50,000円	(A)×1/2
	50,001円 ～	25,000円
旧長期損害保険料のみ (保険期間10年以上で満期返戻金有)	～ 5,000円	(A)全額
	5,001円 ～ 15,000円	(A)×1/2+2,500円
	15,001円 ～	10,000円

区分ごと金額を記入してください。
同一契約の場合はどちらか一方を選択してください。
※図は一例です。

令和6年分 地震保険料控除証明書

証明日 令和〇年10月4日
地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。

地震保険料	控除対象掛金	割戻金	控除対象掛金証明額
	8,000円	-	8,000円
旧長期損害	共済掛金	割戻金	差引掛金
	3,000円	-	3,000円

※別契約で「地震保険料」と「旧長期損害保険料」がある場合は、それぞれ控除額を計算し、合計します。（上限25,000円）

※同一契約の場合（1枚の証明書に記載がある場合）は、「地震保険料」と「旧長期損害保険料」のどちらか一方を選択してください。

⑩ひとり親控除

●控除額…30万円

令和6年12月31日時点で、申告者が婚姻をしていない（未婚、死別、離婚）または配偶者が生死不明の人のうち、次の3つ全てに該当する場合、控除が受けられます。

- ・事実上婚姻関係にあると認められる人がいない
- ・生計を一にする子がある（前年中の総所得金額等が48万円以下）
- ・申告者本人の前年中の合計所得金額が500万円以下

⑩寡婦控除

●控除額…26万円

令和6年12月31日時点で、申告者がひとり親に該当せず、前年中の合計所得金額が500万円以下の人で、事実上婚姻関係にあると認められる人がいない人のうち、次のいずれかに該当する場合、控除が受けられます。

- ・申告者が夫と離婚後に再婚しておらず、子以外の扶養親族（前年中の合計所得金額が48万円以下）がある人
- ・申告者が夫と死別後に再婚していない人または夫が生死不明の人（扶養親族の有無は問いません）

⑪勤労学生控除

★必要なもの…学生手帳等 ●控除額…26万円

令和6年12月31日時点で申告者本人が学生であり、前年中の合計所得金額が75万円以下（給与収入のみの人は収入130万円以下）で、自分の勤労以外の所得が10万円以下の場合、控除が受けられます。

⑫障害者控除

★必要なもの…障害者手帳等 ●控除額…26万円（特別障害者30万円、同居の特別障害者53万円）

令和6年12月31日時点で、申告者本人の他、同一生計配偶者または扶養親族（前年中の合計所得金額が48万円以下）が障害者である場合、控除が受けられます。

特別障害者：身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳のA判定、戦傷病者手帳特別項症から第3項症まで

※介護保険の要介護度が認定された人は、市役所（長寿課）で発行する「障害者控除対象者認定書」により控除が受けられる場合があります。

⑬配偶者控除

●控除額…下記の早見表参照

令和6年12月31日時点で、申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合、控除が受けられます。 ※年の途中で死亡した場合は、死亡日の現況で判断します。

配偶者特別控除 上記の生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合であっても、133万円以下までは所得金額に応じて控除が受けられます。

▼配偶者控除額及び配偶者特別控除額の早見表

	配偶者の合計所得金額 ※カッコ内は給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額	申告者本人の合計所得金額に応じた控除額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下(1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(昭和30年1月1日以前生まれの人)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下(1,030,000円超1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下(1,550,000円超1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下(1,600,000円超1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下(1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下(1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下(1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下(1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下(1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	133万円超(2,015,999円超)	0円	0円	0円

※申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
※夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

《用語の解説》
「同一生計配偶者」
申告者と生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の人
「控除対象配偶者」
同一生計配偶者のうち、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者

⑭扶養控除

●控除額…下記の早見表参照

令和6年12月31日時点で、申告者と生計を一にする親族（事業専従者は除く）のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の人がいる場合、控除が受けられます。 ※年の途中で死亡した場合は、死亡日の現況で判断します。

区分		要件	控除額
16歳未満扶養親族		16歳未満＝平成21年1月2日以降生まれの人 ※非課税判定等に用いますので、必ずご記入ください	控除対象外
一般扶養		16歳以上19歳未満＝平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人及び、 23歳以上70歳未満＝昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人	33万円
特定扶養		19歳以上23歳未満＝平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人	45万円
老人扶養	同居老親	70歳以上＝昭和30年1月1日以前生まれの人で申告者本人または配偶者の直系尊属であり同居を常としている人	45万円
	その他	70歳以上＝昭和30年1月1日以前生まれの人	38万円

別居の扶養親族がある人

表面に記入した扶養親族のうち、住所が異なる方がいる場合は申告書裏面の下段回に記入してください。

※国外居住者の扶養親族がいる場合は、①送金確認書類と②親族確認書類（原本と日本語訳）が必要です。

また、年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用から除外されます。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者（留学ビザ等書類が必要）
- ・障害者
- ・申告者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

⑮雑損控除

★必要なもの…災害関連支出の金額の領収書等

●控除額…差引損失額－総所得金額等×10% または 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円のうちいずれか多い方

前年中に申告者本人または生計を一にする（総所得金額等48万円以下の）配偶者・親族の有する資産が、災害や盗難などにより損失を受けた場合、控除が受けられます。

⑬医療費控除

★必要なもの…医療費通知や医療費控除の明細書

●控除額…実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる額－(総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方)

前年中に申告者本人または生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費が一定の金額を超える場合、控除が受けられます。

区分	対象となる医療費	対象とならない医療費
通院 入院	・医師、歯科医師による診療費や治療費 ・治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術 ・通院費(電車、バス)・入院の部屋代や食事代・紹介状作成費用 ・6か月以上ねたきりの人などのおむつ代(医師が発行するおむつ証明書が必要。なお、介護保険法の要介護認定を受けている一定の要件を満たす方は、市役所(長寿課)が交付する主治医意見書内容確認書を「おむつ証明書」に代えることができます) ・訪問介護などの医療系居宅サービスの自己負担額	・容姿美化、容ぼうを変えるための整形手術など ・美容目的の歯列矯正 ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ・入院のための日用品や衣服代・自己都合の差額ベッド代 ・診断書作成費用・インフルエンザなどの予防接種 ・人間ドックなどの健康診断(診断結果で疾病が発見され、治療を受けるときは対象)
介護費用	・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設サービスの自己負担額(食費を含む) ・指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービスの自己負担額の1/2(食費を含む)	・左記におけるおやつ代等 ・認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護(有料老人ホームなど)や福祉用具貸与
医療器具 医薬品	・治療、療養のための医薬品の購入 ・義手、義足、松葉杖、義歯や補聴器などの購入	・空気清浄機や血圧計、マスクなどの購入 ・健康増進、疾病予防のための医薬品の購入

〈医療費控除の明細書の記入例〉 ※図は一例です

医療費通知

添付必要○

領収書

添付不要×
自宅で5年保管

平成
令和 6 年分 医療費控除の明細書 [内訳書]

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 西尾市寄住町下田2番地 氏 名 西尾 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の1～(4)を記入します。

※医療費通知等が所定の様式に準拠していない場合は、次の5項目が記載されたものをいいます。

①医療費通知等に記載された医療費の額 ②医療費通知等に記載された医療費の区分 ③医療費通知等に記載された医療費の支払方法 ④医療費通知等に記載された医療費の支払時期

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ことではなく、「医療費を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (1)のうちに生命保険や社会保険などで補てんされる金額
西尾 太郎	〇〇〇病院	□診療・治療 □介護療養型医療施設サービス □医療費購入 □その他の医療費	149,810 円	100,000 円
西尾 太郎	×× 医院	□診療・治療 □介護療養型医療施設サービス □医療費購入 □その他の医療費	2,338 円	
西尾 太郎	△△薬局	□診療・治療 □介護療養型医療施設サービス □医療費購入 □その他の医療費	7,145 円	
西尾 太郎	名鉄	□診療・治療 □介護療養型医療施設サービス □医療費購入 □その他の医療費	2,400 円	
西尾 花子	☆☆老人ホーム	□診療・治療 □介護療養型医療施設サービス □医療費購入 □その他の医療費	52,886 円	

セルフメディケーション税制

★必要なもの…セルフメディケーション税制の明細書

●控除額…特定一般用医薬品等の購入費用－保険金などで補てんされる額－12,000円(上限88,000円)

健康の維持増進及び疫病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、前年中に申告者本人または生計を一にする配偶者や親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費が一定の金額を超える場合、控除が受けられます。 ※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

⑭所得金額調整控除

給与と所得の金額から差し引きます。

●控除額(子ども等)…(給与収入金額－850万円)×10% ※上限15万円

前年中の給与収入金額が850万円を超える人で、23歳未満の扶養親族があるか、申告者本人または同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合、控除が受けられます。

※この控除の適用を受ける場合は、申告書裏面の下段④に記入してください。

ただし、表面の【扶養親族】に記載がある方の場合、裏面④の記載は不要です。

●控除額(年金等)…給与と所得の金額(上限10万円)＋公的年金等雑所得の金額(上限10万円)－10万円

前年中の給与と所得の金額と公的年金等の雑所得の金額の双方がある人で、その合計金額が10万円を超える場合、控除が受けられます。

※子ども等の適用がある場合は、その適用後の金額から差し引きます。

⑮寄附金税額控除

★必要なもの…受領証等の寄附先と寄附金額が確認できるもの

前年中に都道府県、市区町村、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県条例・西尾市条例で指定された団体に2,000円以上の寄附をした場合に控除が受けられます。

※ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の提出をされた方が申告をする場合は、ワンストップ特例も含めた全ての金額を表面④の【寄附金税額控除】に記入してください。

⑯基礎控除

●控除額…下記の早見表参照

合計所得金額に応じて、すべての方が受けられる控除です。

合計所得金額	控除額
～24,000,000円	43万円
24,000,001円～24,500,000円	29万円
24,500,001円～25,000,000円	15万円
25,000,001円～	控除なし

⑰住宅借入金等特別税額控除

表面④の【控除可能額】、【居住開始年月日】を記入してください。(控除可能額などは申告した確定申告書や源泉徴収票から確認できます。)

市県民税の仕組みと計算方法

令和7年度の市県民税は、前年中(令和6年分)の所得に基づいて税額が計算され、翌年(令和7年)6月から納税がスタートする税金です。市県民税には、一定以上の所得がある方が一律の金額を負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割の2つがあります。

○均等割

市県民税	市県民税※	国税(森林環境税)
3,000円	1,500円	1,000円

※あい森と緑づき税(500円)を含みます。

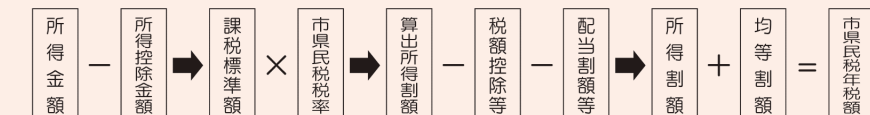
○所得割(分離課税分)

所得の種類	市県民税	市県民税
短期譲渡所得(一般分)	5.4%	3.6%
長期譲渡所得(一般分)	3%	2%
株式等にかかる譲渡所得等(一般分・上場分)	3%	2%
上場株式等の配当所得等	3%	2%
先物取引にかかる雑所得等	3%	2%

※主なものを表示しています。詳しくは税務課市県民税担当へお問い合わせください。

○所得割(総合課税分)

市県民税	市県民税
6%	4%



市県民税が課税されない人

- 均等割も所得割もかからない人
 - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の人(給与収入で204万4,000円未満の人)
 - ・扶養なし 合計所得金額が38万円以下の人(給与収入で93万円以下の人)
 - ・扶養あり 合計所得金額が28万円×(扶養人数+1)+10万円+16万8,000円以下の人
- 所得割のかからない人
 - ・扶養なし 総所得金額等が45万円以下の人(給与収入で100万円以下の人)
 - ・扶養あり 総所得金額等が35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円以下の人